

応募規約

TikTok、東宝株式会社（以下 2 者を併せて「主催者」といいます。）は、TikTok TOHO Film Festival（以下「本オーディション」といいます。）を開催するにあたり、主催者と応募者の権利義務等を定めるものとして、次のとおり応募規約（以下「本規約」といいます。）を定めます。

・応募作品は、応募者がオリジナルで創作した未発表の作品であって、本規約に定める条件を満たすものに限られます。

・応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで本企画に応募するものとし、応募者が本企画に応募をした時点で、応募規約の一切の内容を確認し、理解したうえでそのすべてに同意をしたものとみなされます。

・主催者は自己の判断において応募者の応募作品を TikTok、WEB サイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公開することができます。また主催者が応募作品を使用する際、その長さ、サイズまたは色調整等を修正する場合があります。

・応募作品の著作権その他の知的財産権は、応募者に留保されます。ただし、応募作品が入賞した場合、主催者は、無制限、無期限かつ取消不可能な利用をすることができるものとします。

（用語の定義）

第 1 条

1. 本規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとします。

(1) 応募者 本オーディションに応募する者をいいます。

(2) 応募作品 応募者が本オーディションのために作成し、本規約の定めるところに従って主催者に応募した映像の作品をいいます。

(3) 事務局 主催者が本オーディションを運営するために TikTok 内に設置する事務局をいいます。

(4) 入賞作品 第 8 条の本審査に通過した応募作品をいいます。

(5) 入賞者 入賞作品に応募した応募者をいいます。

(6) 副賞 第 9 条第 3 項の新作映画の制作権利をいいます。

(7) 個人情報 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に定められるものをいいます。

2. 前項各号以外の用語の意義は、本規約で特に定めたものを除き、民法（明治 29 年法律第 8

9号)、著作権法(昭和45年法律第48号)その他の法律の定めるところによるものとします。

(適用範囲)

第2条

1. 本規約は、すべての応募者に適用されるものとし、すべての応募者は、本規約の内容を遵守するものとします。
2. 主催者は、主催者の判断により、予告なく任意に本規約の内容を変更することができるものとします。この場合、応募者は、変更後の本規約の内容を遵守するものとします。
3. 前項の規定による本規約の変更は、これを本オーディションの公式HPに掲示し、又は主催者が適当と認める方法により公表した時から効力を有するものとします。
4. 本規約の規定と本規約外の本オーディションに関する説明等とが異なる場合は、本規約の規定が優先して適用されるものとします。

(応募資格)

第3条

1. 本オーディションに応募することができる者は、次の各号に掲げる条件のすべてを満たす者に限られるものとします。
 - (1)性別、国籍等は問いません。
 - (2)年齢が13歳以上で、TikTokアカウントをお持ちの方
 - (3)本規約に従い権利譲渡等を行うことができる方
 - (4)未成年者の場合は、事務局の求めに応じて、事務局所定の保護者同意書を提出することができる者
2. 未成年者は、保護者の同意を得たうえで本オーディションに応募するものとします。
3. 応募者は、家族、法人、研究会、サークル等の団体(2名以上の複数の者、以下「グループ」といいます。)であることを妨げないものとします。ただし、あらかじめその代表者(以下「代表者」といいます。)を定めることを応募の条件とします。
4. 代表者は、グループの構成員全員の同意(応募作品を本オーディションに応募する旨の同意はもとより、本規約及び個人情報保護方針の規定が適用される旨の同意並びに構成員が未成年者であるときはその保護者の同意を含みます。)を得たうえで本オーディションに応募作品に応募するものとします。
5. 事務局は、応募者がグループであるときは、代表者とのみ本オーディションに関する各種連絡を行うものとします。
6. 応募者がグループであるときは、本規約に基づく応募者としての地位並びに応募者及び入賞者の権利義務は、代表者に帰属するものとし、主催者は、その構成員間に生じた一切の紛争(費用の負担割合、入賞特典の分配方法等を含みますが、これらに限定されません。)につき何ら責任を負わないものとします。

7. 代表者は事務局の求めに応じて、必要な場合はメール及び資料（エクセル等）でのやり取りを行うものとします。

（募集期間等）

第4条

1. 本オーディションの募集期間は、2023年5月10日(水)00時00分～2023年8月13日(日)23時59分までとします。
2. 応募作品の審査は、第7条及び第8条の定めるところに従って、2023年9月中旬（予定）までに行われるものとします。

（応募方法）

第5条

1. 応募者は、本規約の内容を確認し、そのすべてに同意したうえで、事務局の指定するハッシュタグを付けて TikTok に投稿する事で応募するものとします。
2. 郵送又は持参等による応募は受け付けません。
3. 一応募者による複数の応募を認めます。ただし、その複数の応募作品が同一又は類似であるときは、事務局が任意で選んだ応募作品の一応募作品のみを受け付けるものとします。
4. 応募者は、第1項の応募が完了した後は、その応募を撤回し、又は取り下げることができないものとします。
5. 応募作品の応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。

（応募作品）

第6条

1. 応募作品は、応募者の独自の発想に基づく表現形式等により、応募者がオリジナルで創作した未発表の作品且つ過去オーディションで受賞歴の無い作品であって、次の各号に定めるすべての条件を満たすものに限られるものとします。
 - (1) ハッシュタグ #TT 映画祭 2023 を付けて TikTok に投稿された動画であること
 - (2) 1本の投稿で完結された1分～10分以内の作品であること（複数エピソードまたは複数投稿からなる作品は選考対象外となります）
 - (3) その全部又は一部が盗作でないこと（他人が創作したものでないこと）
 - (4) 第三者の著作物又は実演を無断で利用したものでないこと（第三者の著作物等を利用するときは、第3項の規定を遵守してください。）
 - (5) 第三者の商標権、著作権その他の知的財産権又はパブリシティ権、プライバシーその他の人格権を侵害するものではないこと
 - (6) 第三者を侮辱し、誹謗中傷し、又はその名誉を毀損する内容でないこと
 - (7) 応募者若しくは第三者の商品若しくは役務を宣伝し、推奨し、又はその購買を誘引する内容

でないこと

(8)児童ポルノ、猥褻表現、薬物乱用その他公序良俗に反する内容でないこと

(9)主催者又は本オーディションに対する社会的信用又はイメージを貶める内容でないこと

(10)前各号のほか、主催者が不適切であると認める内容でないこと

2. 応募者は、第三者の著作物等を応募作品において複製し、又は翻案するときは、当該第三者の同意（著作者人格権及び実演家人格権に基づく同意を含みます。以下同じ。）及び許諾（著作権法第63条及び第103条の許諾を含みます。以下同じ。）を得たうえでその複製又は翻案を行うことはもとより、主催者が本規約に定める範囲内で当該応募作品を利用する旨（TikTok、WEBサイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公表される旨を含みます。）についても、当該第三者の同意及び許諾を得るものとします。

3. 応募者は、その応募作品において著作者、実演家又は第三者の氏名又は肖像等を使用し、又は表示するときは、これらの者の同意及び許諾を得たうえで、その氏名又は肖像等を使用し、又は表示するものとします。

4. 応募作品の創作等に係る一切の費用（前二項の権利処理費用を含みます。）は、応募者の負担とします。

5. 主催者は、その知的財産権の帰属にかかわらず、自己の判断において応募者の応募作品をTikTok、WEBサイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公開することができるものとします。

6. 本規約に基づき主催者が応募作品を使用することに関して、第三者から異議の申し出若しくは権利侵害の通知を受け、又は主催者と当該第三者との間に紛争が生じたときは、応募者は、自らの責任と費用負担においてこれを処理、解決するものとします。

（一次審査）

第7条

1. 主催者は、応募作品の中から作品のクオリティー、再生回数やいいね数含め総合的に評価し、12組程度のファイナリストを選出します。またファイナリストの応募作品はTikTok、WEBサイト、SNS、各種ソーシャルメディア等において公表され、公衆の閲覧の用に供されるものとします。

2. 主催者及び事務局は、審査の過程及び結果等に関する応募者の問い合わせには、一切これに応じないものとします。

（本審査）

第8条

1. 本オーディションの審査員（以下「審査員」といいます。）は、事務局が別に発表する者となります。

2. 審査員は、本オーディションの目的に照らし、合議により厳正に入賞作品を選定するものとします。

3. 前項の審査（以下「本審査」といいます。）の対象は、前条第1項の規定により一次審査を通じたファイナリストに限られるものとします。

4. 主催者は、本オーディションの運営上の都合等により、任意に審査員の全部又は一部を変更することができるものとします。

5. 主催者、事務局及び審査員は、本審査の過程及び結果等に関する応募者の問い合わせには、一切これに応じないものとします。

（入賞作品の発表及び副賞）

第9条

1. 入賞作品は2023年秋頃に予定されている「TikTok TOHO Film Festival 授賞式」にて発表します。なお、入賞作品が複数となる場合又は該当作品がない場合があるものとします。

2. 本オーディションの入賞者としての権利義務は、前項の発表の時をもって生じるものとします。

3. 主催者は入賞者に対し、副賞として新作映画（以下「新作映画」といいます。）の制作権利を授与するものとします。

4. 新作映画の制作は、主催者が指定する日以降に主催者が指定する場所及び方法により行われるものとします。なお、創作された成果物に係る著作権その他の知的財産権及び所有権の帰属については、入賞者と主催者との間で別途協議して定めるものとします。

5. 主催者は、自己の企業WEBサイト等において、広報を目的とし、録音または撮影された入賞者の音声、肖像を含むプロフィール等を無制限、無期限かつ取消不可能の条件にて利用することの許諾を入賞者から得るものとし、入賞者はこれに同意するものとします。

6. 会場で記録された肖像を含む音声録画データは広告活動に必要な範囲内において第三者への取扱いを委託する場合があります。

（応募作品に係る知的財産権）

第10条

1. 応募作品に係る著作権その他の知的財産権（意匠登録を受ける権利並びに著作権法第27条及び第28条に規定される権利を含みます。以下本条から第12条までにおいて同じ。）は、応募者に留保されるものとします。ただし、応募者は、応募作品のうち入賞作品に係る著作権その他の知的財産権については、入賞作品として選出された時点をもって、本規約に定めるところに従い、主催者に対して、無制限、無期限かつ取消不可能な利用の許諾をするものとします。

2. 応募者は、映像作品の制作にあたり実演家の実演を録音し、又は録画するときは、当該実演家の許諾（TikTok、WEBサイト、SNS、各種ソーシャルメディア等で公表されることの許諾を含みます。）を得たうえで、その実演を録音し、又は録画するものとします。

（著作者人格権の不行使）

第11条

1. 応募者は、主催者及びその指定する者に対し、第5条第1項に定める応募の時からその著作権存続期間満了日まで、自ら又は創作者をして、その著作人格権を行使し、又は主張しないものとします。
2. 前項の規定は、応募作品の実演家が有する実演家人格権について準用するものとします。

(応募者の地位及び禁止行為)

第12条

1. 応募者は、第5条第1項に定める応募の時をもって、本規約のすべての内容に同意したものとみなされるものとし、かつ、本オーディションの応募者としての地位を有するものとします。
2. 応募者は、本オーディションに参加するにあたり、次の各号に掲げる行為をしてはならないものとします。

- (1)本規約に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (2)虚偽の申告又は届出をなす行為
- (3)第三者若しくは主催者の財産若しくは人格権等を侵害する行為又はそのおそれのある行為
- (4)第三者若しくは主催者に不利益若しくは損害を与える行為又はそのおそれのある行為
- (5)本オーディションの運営を妨害する行為又はそのおそれのある行為
- (6)選挙活動又はこれに類する行為その他政治若しくは宗教に関する行為
- (7)公序良俗に反する行為
- (8)犯罪若しくは犯罪に結びつく行為又はそのおそれのある行為
- (9)本オーディションを利用した営業活動若しくは営利を目的とする行為又はその準備行為（ただし、主催者が特に承認したものについては、この限りではありません）
- (10)第三者又は主催者の名誉又は信用を毀損する行為
- (11)コンピュータウイルス等の有害なプログラムを使用し、若しくは提供する行為又はそのおそれのある行為
- (12)日本国内外の法律若しくは法令に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (13)前各号のほか、主催者が不適切であると認めた行為

(応募者の地位の喪失)

第13条

1. 応募者に前条第2項各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めたときは、当該応募者は、何らの通知催告等を要することなく、本オーディションの応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。事務局が一定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった応募者についても、同様とします。
2. 応募者が暴力団その他の反社会的勢力若しくはその構成員等に該当し、又は当該反社会的勢力の支配若しくは影響を受けていると主催者が認めたときは、当該応募者は、何らの通知催告等

を要することなく、本オーディションの応募者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。

3. 前二項の規定は、主催者の当該応募者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

(入賞者の地位の喪失)

第14条

1. 入賞者に第12条第2項各号のいずれかに該当する行為があったと主催者が認めたときは、当該入賞者は、何らの通知催告等を要することなく、本オーディションの入賞者としての地位を喪失し、本規約に基づく権利を失うものとします。事務局が一定の期間にわたり連絡を取ることができなくなった入賞者についても、同様とします

2. 前条第2項の規定は、入賞者としての地位の喪失等について準用します。

3. 入賞者が前二項の規定により入賞者としての地位を喪失したときは、当該入賞者が獲得した入賞特典は、自動的に消滅するものとします。この場合において、新作映画の制作が開始または完了済みのときは、直ちにその権利を破棄するものとします。

4. 前三項の規定は、主催者の当該入賞者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。

(停止又は中止)

第15条

1. 主催者は、次の各号のいずれかの事由が生じたときは、主催者の判断により、予告なく本オーディションの全部若しくは一部を一時停止し、又は中止することができるものとします。

(1) 天災地変（火災、地震、津波、竜巻、洪水、隕石、落雷、COVID-19 その他の悪疫流行、輸送機関又は通信回線の事故等を含みますが、これらに限定されません。）、法令改正、行政措置、労働争議その他の主催者の責めに帰することのできない不可抗力の事由が生じたとき

(2) 本オーディションを実施するための設備、装置、システムの保守点検若しくは更新を定期的に又は緊急に行うとき

(3) 本オーディションを実施するためのシステムの拡張、メンテナンスその他当該システムを維持し、又は管理する目的でサーバ等の設備の全部又は一部を停止させるとき

(4) 前号のシステム上若しくはサーバ等の設備の維持管理上何らかの不具合又は障害が生じたとき

(5) その他本オーディションの運用上の理由又は不測の事態により、本オーディションの一時停止又は中止が必要であると主催者が判断したとき

2. 主催者は、前項の規定に基づく本オーディションの一時停止又は中止により応募者に生じた不利益及び損害については、その事由の如何を問わず、一切の責任を負わないものとします。

(免責事項)

第16条

1. ファイナリストは、事務局に申告した情報に変更が生じたときは、事務局が指定する方法により速やかにその旨を事務局に通知するものとします。この通知を怠ったことにより応募者に生じた不利益及び損害については、主催者は、これを賠償する責めを負わないものとします。
2. 主催者は、本オーディションの変更、停止、中止その他本オーディションへの参加に関連付随して応募者に生じた不利益及び損害については、これを賠償する責めを負わないものとします。
3. 主催者は、本オーディションを通じて応募者に提供する情報（第三者から提供された情報を含みます。）について、その正確性、有用性、相当性及び適合性等を一切保証しないものとします。

（損害賠償責任）

第17条

1. 応募者は、本オーディションへの参加に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、自らの責任と費用負担によりこれを処理解決し、主催者に一切の迷惑損害を及ぼさないものとします。
2. 応募者が本規約に違反し、又は不正若しくは違法の行為によって主催者に損害を及ぼしたときは、主催者は、当該応募者にその賠償を請求することができるものとし、当該応募者は、これに応じるものとします。

（譲渡禁止特約）

第18条

応募者は、主催者の事前の承諾を得ることなく、本規約に基づく権利義務並びに応募者及び入賞者としての地位を第三者に譲渡し、貸与し、再許諾し、承継させ、又は担保の用に供してはならないものとします。

（無効規定の分離）

第19条

本規約のいずれかの条項の規定が日本国内外の法令等により無効とされた場合においても、その無効とされた条項の規定（以下「無効規定」といいます。）は、本規約の残余の条項の規定（以下「残余規定」といいます。）に一切影響しないものとします。この場合、無効規定は、残余規定の有効性を損なわず、又は無効にしないものとし、残余規定は、全面的に有効なものとして存続するものとします。

（使用言語、準拠法及び合意管轄）

第20条

1. 本オーディションは、日本国内において日本語で実施されるものとします。
2. 本規約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとします。

3. 本オーディション又は本規約に関し、主催者と応募者との間で生じた一切の紛争については、東京地方裁判所（本庁）を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

（発効日）

第 21 条

本規約は、2023年5月10日より効力を生じるものとします。